

社会福祉法人 高砂市社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、高砂市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款第10条及び第24条に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の報酬)

第2条 評議員、理事に対しては、報酬を支給しない。

2 監事に対しては、報酬を支給することができる。

(監事の報酬)

第3条 監事の報酬の額は、別表1のとおりとする。

(費用弁償)

第4条 役員等が会務のために出席したときは、費用弁償を支給する。

2 前項の費用弁償の額は、別表2のとおりとする。

(補 則)

第5条 この規程に定めるもののほか、報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(別表 1) 第 3 条関係

区 分	支 給 額	対 象
理 事 会	1 人 10,000 円/回	監 事
会 計 監 査	1 人 10,000 円/回	監 事
評 議 員 会	1 人 10,000 円/回	監 事
各 種 委 員 会	1 人 10,000 円/回	監 事

(別表 2) 第 4 条関係

区 分	支 給 額	対 象
正・副理事長会	1 人 1,000 円/回	正・副理事長
理 事 会	1 人 1,000 円/回	理事、監事
評 議 員 会	1 人 1,000 円/回	理事、監事、評議員
各 種 委 員 会	1 人 1,000 円/回	各種委員

注) 1 公務員及び公務員に準ずる者についてはこれを支給しない。